

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組

臨時非常勤職員速報

2024年4月10日 全組合員配布・分会揭示

臨時・非常勤職員処遇前進!!

○常勤講師年休 10日→20日

○非常勤講師報酬日額 2,460円→2,620円(1授業あたり)

24年4月1日より「県立学校臨時職員取扱規程」ならびに「県立学校非常勤講師会計年度任用職員取扱要領等」の一部改正により、これまで高教組・新教連で交渉を重ねてきた、臨時非常勤職員の処遇改善について大きく前進しました。一昨年度より教育現場では欠員や代替職員の未配置が多く発生しています。新潟県に限らず全国的に教職員不足となっている中、講師等確保にむけては全国よりも一歩でも二歩でも前に出た処遇改善が重要です。引き続き全職員が働きやすい職場環境の実現に向けてとりくみを進めていきます。

「新潟県立学校臨時職員取扱規程」の一部改正について（抜粋）

○年次有給休暇の年間最大付与日数を20日に改正（任用期間等による）

○継続勤務となる場合の日数についても規定

※任用2年目移行は毎年基準日と基準日から6月を経過した日に10日付与

※暫定再任用・定年前再任用短時間から引き続き臨時職員として任用された場合は3月31日時点での残日数を引き継ぐ

（次の1月1日に10日付与（最大20日を限度に前年の残日数を繰り越す）

○年度をまたいで任用している臨時職員へ改正内容を説明

「県立学校非常勤講師会計年度任用職員取扱規程」の一部改正について（抜粋）

○日額単価の改定

非常勤講師：1授業あたり2,460円→2,620円(55分授業の場合は1.1倍)

成績処理業務報酬もあわせて増額

週担当授業時数 1～4 7,380円→7,860円

5～9 12,300円→13,100円

10～14 17,220円→18,340円

非常勤養護教員・実習教員：1日3時間55分 5,820円→6,110円

1日5時間50分 8,020円→8,420円

1日7時間45分 10,670円→11,200円

○期末・勤勉手当の新設

支給要件

非常勤講師

1週間あたりの授業時数が17単位時間以上かつ6月以上の任用

非常勤養護教員・実習教員

任用期間6月以上かつ1週間あたりの平均勤務時間が15時間30分以上

上記改正については長年交渉を重ねてきた結果、実現したものです。座して得られるものではありません。私たちを大きく苦しめていた県職員給与の臨時削減（20年度より実施）は24年3月を持って終了となりましたが、物価高に対して賃金改善はまったく追いついていません。運動の前進にむけて、1人でも多くの組合員の力が必要不可欠です。各分会においては、臨時職員へ情報共有をお願いするとともに、加入の声かけを引き続きよろしく願いいたします。なにかが「おかしい」と感じたら、本部・支部・分会まで連絡を！（本部025-265-4151）